

水洗便所改造資金融資あっ旋制度について

鎌ヶ谷市では、下水の処理区域において市民の皆様が、既設の便所を水洗便所に改造する場合、改造資金の融資を金融機関にあっ旋し、また、その利子については、市が全額利子補給します。

あっ旋の対象となるのは、下水の処理開始の公示の日から3年以内に、処理区域内にある建築物のくみ取り便所を改造する工事及びこれに伴う排水設備工事（し尿浄化槽を撤去する工事を含む。）を行う場合です。

1 融資あっ旋を受けることができるのは、次の各要件に該当している場合です。

(1) 建築物の所有者、又は、改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た使用者であること（法人は除く。）。
使用者であること（法人は除く。）。

(2) 市税・下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。

(3) 本市に住所を有していること。

(4) 公示された下水の処理開始日から3年以内に工事を行うこと。

(5) 融資取扱金融機関の貸付条件に適合していること。

（貸付条件は融資取扱金融機関に問い合わせください。）

※注意 書類審査により融資を受けられない場合がございます。

2 あっ旋額について

(1) 改造する大便器1個につき要する費用で、5万円以上30万円以内とし、1万円を単位とします。ただし、改造する大便器が2個以上あるときは、1個増すごとに15万円をプラスした金額を限度とし、最高限度額は200万円です。

(2) あっ旋の対象は、くみ取り便所を水洗便所に改造する工事及びこれに伴う排水設備工事（し尿浄化槽を撤去する工事を含む。）であり、水洗便所の改造に関係のない給水工事、雨排水工事、植木・庭石などの移動、その他特殊工事は含みません。また、家屋を新築する場合及び工事着手又は、

工事完了後の融資の利用はできませんので、ご注意ください。

3 償還方法について

融資を受けた日の属する月の翌月から、36月以内の元利均等月賦償還となります。貸付利率は、市と金融機関とが協議して定めた利率となります。

4 あっ旋の申請は、排水設備等確認申請書と同時に、市役所下水道課の窓口で行ってください（指定工事店が申請を代行することができます。）。

申請には、次の書類が必要となります。

- (1)水洗便所改造資金融資あっ旋申請書
- (2)市税の納税証明書（市民税、固定資産税、軽自動車税）
- (3)住民票謄本（世帯全員の写し）
- (4)市民税課税証明書または所得税源泉徴収票
- (5)固定資産評価証明書または固定資産税納税通知書の写し(1枚目と2枚目)
- (6)健康保険証の写し
- (7)指定工事業者の工事見積書
- (8)印鑑登録証明書

※注意 排水設備等確認申請書を提出した後に、市は水洗便所改造資金融資あっ旋申請書を受け付けられませんのでご了承ください。

5 改造資金の融資は次のとおり行われます。

- (1)指定工事店へのお見積依頼
- (2)市役所下水道課窓口へ必要書類を添えて融資あっ旋の申請
- (3)市及び金融機関の調査
- (4)「排水設備等確認通知書」の発送
(融資の許可がおりた時点で、市より申請者に対して発送いたします。)
- (5)工事着手
- (6)「排水設備等工事完了届」の提出
(指定工事店が届出を代行することができます。)

(7)検査の実施

(市の職員・申請者・指定工事店の三者の立会で行います。)

(8)「水洗便所改造資金融資あっ旋決定通知書」の発送

(9)金融機関において融資の手続き

手続きの際には、次のものが必要となります。

- ①「水洗便所改造資金融資あっ旋決定通知書」
- ②銀行印（契約する銀行に口座がある場合は預金通帳も必要。）
- ③本人確認資料（運転免許証、身分証明書、健康保険証等）

(金融機関に普通預金口座がないときは、口座を作ってもらする必要があります。)

(10)融資の実行

6 利子補給について

改造資金の融資を受け、契約の定め通りに償還された利子については、毎年度ごとに、その年度中に支払った利子に相当する額を全額市が補給します。

7 融資取扱金融機関

- ①千葉銀行 鎌ヶ谷支店 ②京葉銀行 鎌ヶ谷支店
- ③京葉銀行 新鎌ヶ谷支店

8 偽り、その他不正な行為があったとき、または、毎月の償還が滞ったとは、 あっ旋の決定を取り消し、または利子補給をしないことがあります。

なお、改造資金を目的以外に使用することはできません。

9 問い合わせ先

鎌ヶ谷市役所 都市建設部下水道課

047-445-1141（代表）